

平成 26 年 7 月 15 日

報道関係者 各位

～島原らしさあふれる特産品を認定～
島原市特産品認定制度「島原スペシャルクオリティ」の「認定申請の受付」開始について

本市では、市内の優れた特産品を認定する制度「島原市特産品認定制度 島原スペシャルクオリティ」を実施しております。

このたび、第5期となる「認定申請の受付」を下記の通り開始しましたので、お知らせします。

1 認定の対象となる特産品について

◎対象となる特産品

①農水産物

島原市内で生産されたもの

②加工品・工芸品

市内に本社又は本店若しくは支店等を置く業者、団体若しくは市民が生産したもの

◎申請できる方

認定の対象となる特産品を生産・製造または販売する権利を有する方。

2 申請方法について

◎申請期限

平成 26 年 8 月 22 日（金）まで

◎申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参。

※申請書等は、しまばらブランド営業課窓口にて配布。島原市 HP からダウンロード可。

3 審査について

認定審査会は、島原市特産品認定委員会によって実施。9 月中旬実施予定。

審査は、「島原らしさ」、「独自性」、「商品性」などを総合的に評価します。

4 その他

詳細については、島原市公式ホームページに掲載しています

島原市 HP <http://www.city.shimabara.lg.jp/>

トップページ「新着情報欄」に掲載。

＝添付資料＝

- ・ 島原市特産品認定制度にかかる特産品認定申請の募集について
- ・ 認定申請要項



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

産業部 しまばらブランド営業課(担当:下田)
〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327
TEL 0957-68-5487 FAX 0957-68-1232
E-mail brand@city.shimabara.lg.jp

平成26年度 第5期＝

島原市特産品認定制度「島原スペシャルクオリティ」にかかる 特産品認定申請の募集について

島原市内の優れた特産品を認定し、全国に向けて情報発信、PR、販売支援等を行います。

1 認定の対象となる特産品について

対象となる特産品

①農水産物

島原市内で生産されたもの

②加工品・工芸品

市内に本社又は本店若しくは支店等を置く業者、団体若しくは市民が生産したもの

申請できる方

認定の対象となる特産品を生産・製造または販売する権利を有する方。

2 申請方法について

申請期限

平成26年8月22日（金）まで

申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参ください。

※申請書等については、島原市HPよりダウンロード可能です。

3 審査について

(1) 事前審査

申請書の内容確認を実施します。また、必要に応じて「現地調査」や「聞き取り調査」を行いますので申請者にご協力ください。

(2) 本審査

- ・ 申請者は、審査会に出席し、「特産品の試食・商品説明」などを行っていただきます。
- ・ 食品については、試食審査を行いますので、申請特産品の提供をお願いします。
- ・ 審査は、「島原らしさ」、「独自性」、「商品性」などを総合的に評価します。
- ・ 本審査は 9月12日（金）開催予定です。詳細については申請者に後日通知します。

4 認定について

- (1) 認定期間は、約3年強です。（今回の認定期間は平成30年3月31日まで）
- (2) 認定品については、申請者に対して認定証を交付します。
- (3) 認定した特産品については、「認定マーク」を掲示することができます。
- (4) 認定品については、情報発信、PR、販路拡大の支援を実施します。

■申請・お問い合わせ先

島原市役所 しまばらブランド営業課（旧名称 物産流通グループ）

Tel.0957-68-5483 Fax.0957-68-1232

電子メール brand@city.shimabara.lg.jp

〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327 島原市役所有明庁舎

■島原スペシャルクオリティのホームページができました。

URL <http://www.shimabara-sq.com/>

「島原スペシャルクオリティ」で検索

平成26年度

島原市特産品認定制度「島原スペシャルクオリティ」 認定申請要項

1 特産品認定制度の目的

島原市内の優れた特産品を認定し、全国に向けて情報発信、PR、販売支援等を行い、本市の知名度向上と、地域産業の振興、経済活性化を図ることを目的として、特産品認定制度を実施します。

2 認定の対象となる特産品などについて

対象となる特産品

①農水産物

島原市内で生産されたもの

②加工品・工芸品

市内に本社又は本店若しくは支店等を置く業者、団体若しくは市民が生産したもの

③その他市長が特別に認めるもの

※申請の対象となるかご不明な場合は、ご相談ください。

申請できる方

認定の対象となる特産品を生産・製造または販売する権利を有する方。

3 申請方法について

申請受付期限

第4期 平成26年5月30日（金） ※終了しました。

第5期 平成26年8月22日（金）

第6期 平成26年10月31日（金）

第7期 平成27年1月30日（金）

申請方法

別紙申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参ください。

申請先

島原市役所 しまばらブランド営業課

〒859-1492 島原市有明町大三東戊1327 島原市役所有明庁舎

4 審査会について

特産品認定委員会による審査会（本審査）を実施し、認定する特産品を決定します。

（1）審査内容

○事前審査

申請書の内容確認を実施します。また、必要に応じて「現地調査」や「聞き取り調査」を行いますので申請者にご協力ください。

○本審査

- ・申請者は、審査会に出席し、「特産品の試食・商品説明」などを行っていただきます。
- ・食品については、試食審査を行いますので、申請特産品の提供をお願いします。
- ・審査は、「島原らしさ」、「独自性」、「商品性」などを総合的に評価します。

(2) 本審査の日時等について

- ・審査会日時は、その都度、申請者に通知します。

5 認定について

(1) 認定期間

認定期間は、約3年強です。(認定の日から3年を経過した日の属する年度の末日)

(2) 認定証の交付

認定品については、申請者に対して認定証を交付します。

(3) 認定の公表などについて

認定した特産品については、公表します。

(4) 認定マークについて

認定した特産品については、「認定マーク」を掲示することができます。

(5) 認定品の情報発信、PR、販路拡大の支援について

認定品については、情報発信、PR、販路拡大の支援を実施します。認定を受けた方は、積極的にご協力ください。

6 その他注意事項

(1) 虚偽による認定の取り消し

認定した特産品に、虚偽などが発覚した場合は、認定を取り消す場合があります。

(2) 認定した特産品の変更

名称、パッケージ、その他認定にかかる事項に変更が発生した場合は、その変更について届出が必要となる場合があります。

■申請・お問い合わせ先

島原市役所 しまばらブランド営業課

Tel.0957-68-5487 Fax.0957-68-1232

電子メール brand@city.shimabara.lg.jp

〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327 島原市役所有明庁舎

■島原スペシャルクオリティのホームページについて

URL <http://www.shimabara-sq.com/>

「島原スペシャルクオリティ」で検索

(様式第 1 号)

島原市特産品認定申請書

平成 年 月 日

島原市長 様

(申請者) 住所 (法人及び団体は本社等の所在地)

氏名 (法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)

島原市特産品認定制度にかかる認定を受けたいので、下記の通り申請します。

1 申請者

申請者	氏名 (法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名) 住所 (法人及び団体は本社等の所在地) 資本金 (法人のみ) 担当者連絡先 部署 役職・氏名 電話番号
生産・製造者 ※申請者と異なる場合のみ記載	氏名 (法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名) 住所 (法人及び団体は本社等の所在地) 担当者連絡先 部署 役職・氏名 電話番号

2 特産品の概要

特産品の名称	
種別	☐ 農林水産物 ☐ 食品加工品 ☐ 工芸品 ☐ その他
年間販売量	
年間販売額	
販売単価 (税込)	
販売内容量	
主な販売先	
販売開始時期	

3 生産・製造の概要

原材料	
生産・製造方法	
生産地・製造場所	
特産品に関して有する知的財産（特許、商標登録、実用新案等）や科学的検査の結果	
特産品に関する受賞・認定歴など	

4 特産品の特徴・PR

特産品に込めた「思い・こだわり」、「島原らしい」と思う特徴、特産品の PR などを自由に記載してください。

--

5 特産品の販売について

販売方法 特産品の販売のため行っていることを記載してください。（店頭 PR、HP やメディアでの情報発信など）	
今後の販売計画 今後の販売計画や実施予定の販促活動を記載してください。（概ね5年程度）	

＝添付書類＝

- ☐ 特産品の写真・パンフレット（必須） ☐ メディア掲載記事 ☐ 原材料出荷証明
☐ その他（ ）